令和９・１０年度（定期受付）
大田原市入札参加資格審査申請書　提出要領
【役務提供】

申請受付期間

令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月１４日（月）

〇上記期間以外の受付は行いません。
〇大田原市が発注する役務提供の競争入札等に参加を希望する場合は、この要領をよくお読みいただき申請してください。
〇審査基準日は令和８年１２月１日です。申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。
〇草刈業務、側溝清掃業務、管渠・配水池等清掃業務、漏水調査業務については栃木県共同受付の「測量・建設コンサルタント等」で申請となります。

目次

１　入札参加資格審査申請の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　申請者の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　入札参加資格者名簿への登載・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
７　提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
８　納税証明書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

大田原市経営管理部財政課

1　入札参加資格審査申請の要件

申請に際しては、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号に該当する者でないこと

⑵　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定により入札に参加できないこととされる者でないこと

⑶　引き続きその業務に２年以上従事していること

⑷　国税及び地方税に滞納がないこと

⑸　大田原市暴力団排除条例第６条第１項の規定により、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

ウ　暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

キ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2　申請者の区分

申請者の本店及び委任先営業所等の所在地により、申請者を次のとおり区分します。

No.	申請者及び委任先営業所等の所在地	区分
1	大田原市内に本店がある	市内業者
2	１以外で入札・契約に関する権限を年間委任する営業所等が大田原市内にある場合	準市内業者※
3	１・２以外で、栃木県内に本店がある場合	県内業者
4	１～３以外	県外業者

※準市内業者と認定されるには次の要件を満たすこと

⑴　大田原市経営管理部税務課へ「事業所開設届」を提出していること

⑵　営業に必要な什器が備えられていること

⑶　部外者が認識できる看板が入口等に設置されていること

⑷　専用の電話、ＦＡＸが設置されていること

3　受付期間

令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月１４日（月）

※上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

4　提出方法

「７提出書類一覧」に記載の書類を受付期間中に文書の到達が確認できる方法（簡易書留、特定記録、レターパック等）で送付先へ郵送すること。※　市窓口への持参による受付は行いません。

【送付先】
〒324-8641
栃木県大田原市本町１丁目４番１号
（大田原市役所本庁舎８階）
大田原市経営管理部財政課契約係
TEL　0287-23-8189　　FAX　0287-23-8586

※封筒の表には、送付先や申請者の商号・名称のほか「入札参加資格審査申請書在中」（朱書き）と記載してください。

※複数の業種について登録を希望する場合には、業種ごとに申請書類を作成しクリアーホルダーに入れ、ひとつの封筒でまとめて郵送してください。

※本市では受付票の交付は行いませんので、申請書の受付確認が必要な場合は、返信を希望する書類（受付票、申請書写し等任意様式）と返信用封筒・はがき等を同封してください（希望者のみ）。

5　審査結果

令和９年１月中旬までに入札参加資格申請を却下する旨の連絡がない場合は「入札参加資格者名簿」への登載がされたものとみなしてください。

資格審査結果通知は送付しません。資格審査結果については、大田原市ホームページから「入札参加資格者名簿」をご確認ください。（令和９年４月上旬掲載予定）

6　入札参加資格者名簿への登載・公表

資格の認定を受けた申請者は、令和９・１０年度入札参加資格者名簿に登載されます。

資格の有効期間は２年間（令和１１年３月３１日まで）です。

入札参加資格者名簿を財政課事務室内及び大田原市ホームページ上で公表しますのでご了承ください。

７　提出書類一覧

※市指定の様式は大田原市ホームページからダウンロードできます。

No.	提出書類	様式	説明
1	登録票	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ①	各ページ片面カラー印刷で提出すること。
2	入札参加資格審査申請書	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ②	実印を押印すること。
3	営業経歴書	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ③	特約店・代理店がある場合に入力欄に記載すること。
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し）	発行官庁が定める様式	申請者が個人の場合は身分証明書（写し可）を提出すること（発行日から３か月以内有効）。
5	財務諸表（写し）	任意様式	直近の確定した決算を含む１年分 ・賃借対照表 ・損益計算書
6	契約主要実績調書	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ④	希望する業種ごとに直近２年間の主要実績を１枚にまとめて提出すること。 ※建物清掃については官公庁の実績のみ記載すること。
7	営業に必要な許可、認可、証明等（写し）	発行官庁が定める様式	「３営業経歴書」に記載した許可、認可、証明書等の写しを添付すること。
8	警備業法施行規則の別記様式第２号、第４号、第１２号（写し）	発行官庁が定める様式	別記様式第２号…公安委員会認定証 別記様式第４号…営業所設置等届出書 別記様式第１２号…警備員指導教育責任者資格者証 ※機械警備業務を申請する場合のみ提出
9	委任状	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ⑤	代表者以外の者に委任し、当該受任者の名前で入札・契約を行うこととするときは提出すること。
10	使用印鑑届	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ⑥	入札参加資格審査申請書に押印した実印又は委任状に押印した受任者印を用いて入札・契約をする場合は提出不要。
11	納税証明書（写し）	発行官庁が定める様式	申請業者の区分に応じ、「８納税証明書の提出について」を読んで該当する証明書を提出すること（発行日から３か月以内有効）。
12	暴力団排除に関する誓約書	市指定 提出書類 Ｅｘｃｅｌ⑦	暴力団と関係していないことに係る誓約書。 内容をよく確認し押印の上、提出すること。

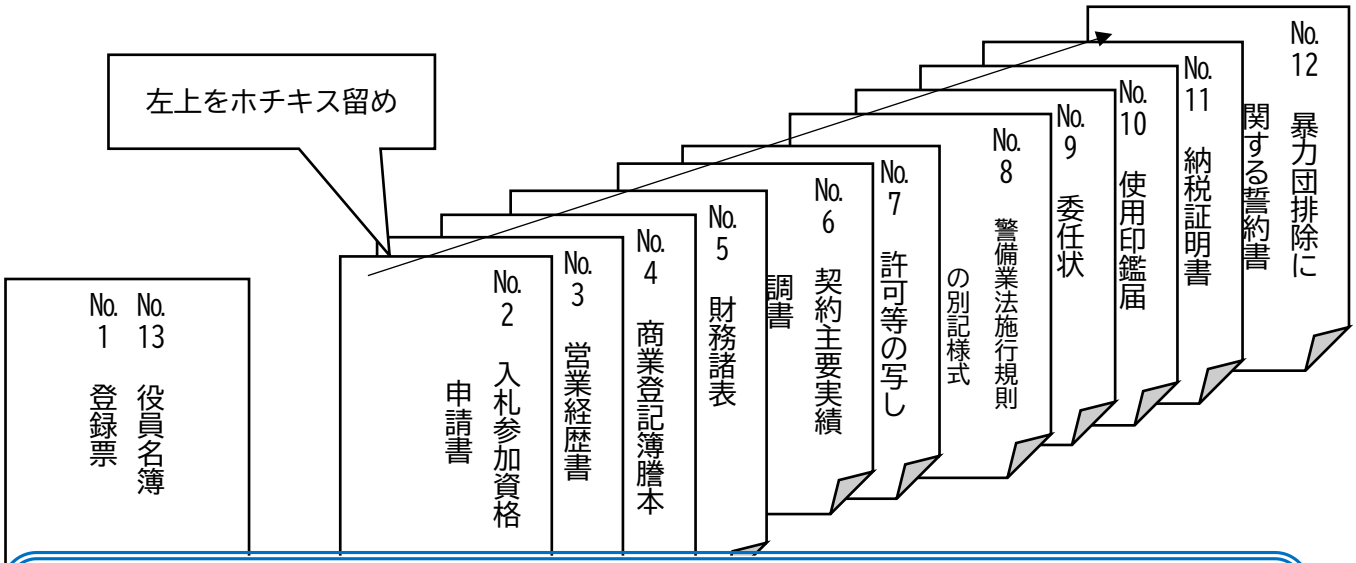
◎市内業者・準市内業者は次の書類も併せて提出すること

No.	提出書類	様式	説明
13	役員名簿	市指定 Ｅｘｃｅｌ	下部同意書欄に押印（個人の印）すること。 ※他の業務にも登録を希望する場合には１枚のみの提出でよい（業種ごとの提出は不要）。

書類の綴り方

・No.１、No.１３はホチキス留めしない。※No.１３については市内・準市内業者のみ提出

・No.２～No.１２は順番に並べて左上をホチキス留めする。



※「No.1 登録票」を一番上にしてください。

※書類が厚くなりホチキス留めできない場合は、ダブルクリップ等で留めて提出してください。また、他の業種にも登録を希望する場合は、まとめて１つの封筒に入れて郵送してください。

８　納税証明書の提出について

申請者区分	国税	都道府県税	大田原市税
市内業者	○	○（栃木県）	○
準市内業者	○	○（栃木県）	○
県内業者	○	○（栃木県）	
県外業者	○	○	

※国税の納税証明書は、法人の場合は「様式その３の３」、個人の場合は「様式その３の２」を提出すること。

※都道府県税の納税証明書は、年間委任する場合には委任先営業所の所在地の都道府県税、年間委任しない場合には本店所在地の都道府県税を提出すること。
「法人都道府県民税」及び「法人事業税」について未納がないことの証明書を提出すること。

※栃木県税の納税証明書は、全税目に未納がないことの証明書を提出すること。

※大田原市税の納税証明書は、「全税目」及び「法人市民税」の完納証明書を提出すること。

〒324-8641
栃木県大田原市本町１丁目４番１号
大田原市　経営管理部　財政課　契約係
電話：0287-23-8189
Ｆａｘ：0287-23-8586
mail：kensa@city.ohtawara.tochigi.jp